

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県企業局管理規程第 1 号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）<u>第 2 条の規定に基づき、鳥取県営電気事業、鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県営埋立事業（以下「企業」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特別償却率)</p> <p>第58条の 2 <u>鳥取県営電気事業の用に供する固定資産について規則第15条第 2 項（規則第16条第 2 項において準用する場合を含む。）の企業管理規程で定める率は、<u>100分の50</u>とする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この企業管理規程は、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号。以下「規則」という。）<u>第 1 条の規定に基づき、鳥取県営電気事業、鳥取県営工業用水道事業及び鳥取県営埋立事業（以下「企業」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(特別償却額)</p> <p>第58条の 2 <u>規則第 8 条第 2 項に規定する減価償却額に加える金額は、<u>電気料金に織り込んだ特別償却相当額</u>とする。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。